

くらしと県税(中文版)



生活和县税



前言

本县为了保障县民生活的安定和幸福，为县民提供良好的生活环境。从教育，土木，福利，医疗乃至文化，环境，产业等多方面推广建立各项服务及各种设施。各位县民所交纳的县税，即为本县展开上述事业之主要财源。

在此，首先将对日本的税的种类，其次再对县的主要财源“县税”作介绍，希望能借此增进县民对县税的理解，并给以合作。

はじめに

県では、県民の皆さん的生活の安定と幸せの増進を図り、住みよい街とするために、教育、土木、福祉、医療をはじめ、文化、環境、産業などいろいろな分野にわたる事業を行っています。皆さんから納めていただく県税は、こうした事業を進めるための主要な財源となっています。

ここでは、最初に日本の税金の種類を、次に県の歳入のうちで最も主要なものである「県税」をご紹介します。一人でも多くの県民の皆さんにご覧いただき、県税について一層のご理解とご協力をいただければ幸いです。

【主要税金的种类】

日本的主要税金大致可分为「国税」和「地方税」。「地方税」又分为「县税」和「市町村税」。加上「直接税（纳税人和承担人为同一人）」和「间接税（纳税人和承担人为不同人）」一并分类，即如下表。

		直接税	间接税
国税 (承办单位：税务署)		所得税 法人税 等	消费税 等
地方税	县税 (承办单位：县税事务所)	① 县民税 ② 事业税 ③ 汽车税 ④ 汽车取得税 ⑤ 不动产取得税 ⑥ 矿区税 ⑦ 狩猎税	⑧ 地方消费税 ⑨ 县香烟税 ⑩ 高尔夫球场利用税 ⑪ 轻油交易税
	市町村税 <small>(承办单位：市役所・町村役場)</small>	市町村民税 固定资产税 等	温泉税 等

【主な税金の種類】

日本の税金は、大きく国税と地方税に分けられます。そして、地方税は県税と市町村税に分けられます。直接税（納める人と負担する人が同じ場合）と间接税（納める人と負担する人が異なる場合）も併せて分類すると、次の表のようになります。

		直接税	间接税
国税 (担当：税务署)		所得税 法人税 等	消費税 など
地方税	县税 (担当：县税事务所)	① 县民税 ② 事业税 ③ 自动車税 ④ 自动車取得税 ⑤ 不动产取得税 ⑥ 矿区税 ⑦ 狩猎税	⑧ 地方消费税 ⑨ 县香烟税 ⑩ 高尔夫球场利用税 ⑪ 轻油交易税
	市町村税 <small>(担当：市役所・町村役場)</small>	市町村民税 固定资产税 等	入湯税 など

【県税の説明】

① 県民税

す ちいきしゃかい じゅうみん
住みよい地域社会をつくるため、住民
みんなで負担する、いわば会費のような
税金です。個人や、法人や、利子等の支払
などに課税されます。

② 事業税

じぎょう おこな ぱあい どうろ かくしゅこうきょう
事業を行なう場合には、道路や各種公共
施設を利用するなどの公共サービスを
受けています。この税金は、その経費を負担
していただくため、個人または法人が
営む事業に対して課税されます。

③ 自動車税

じどうしゃ しょゆう たい かぜい ざいさん
自動車の所有に対して課税される財産
税の一種です。道路を使用することに対
してその整備費を負担していただく
性格もあります。

④ 自動車取得税

じどうしゃ しゅとく たい かぜい
自動車の取得に対して課税されます。

⑤ 不動産取得税

ふどうさん と ち かおく しゅとく たい かぜい
不動産(土地・家屋)の取得に対して課税
されます。

⑥ 鉱区税

せっかいせき こうぶつ ほ けんり ひと
石灰石などの鉱物を掘る権利のある人
に課税されます。

【県税的解说】

① 县民税

为了创造舒适的社区环境，所有住民共同分担，类似会费的税金。在对个人，法人，支付利息等时被征收的税金。

② 事业税

向个人或法人征收的税金，用来负担个人或法人在营运时所利用的公共设施（如：道路）之经费。

③ 汽车税

对汽车持有者所征收的税，属于财产税的一种。从性质上说，它是承担汽车所使用道路的整修费。

④ 汽车取得税

在购买汽车时被征收的税。

⑤ 不动产取得税

在购置不动产时被征收的税。

⑥ 矿区税

对拥有采矿权（如：石灰石）的人所征收的税。

⑦ 狩 猎 稅

狩 猎 者 の 登 錄 を 受 け る こ と に よ つて
課 稅 さ れ る 税 金 で す。鳥 獣 行 政 に 關
する 費 用 に 充 て ら れ ま す。

⑧ 地 方 消 費 稅

地 方 分 権 の 推 進 、 地 域 福 祉 の 充 実 の た
め、物 品 の 販 売 や 貸 付 け、サ ー ビ ス の
提 供 な ど の 取 引 に 対 し て、広 く 公 平 に
課 稅 さ れ る 税 金 で す。
消 費 稅（国 税）の 税 額 の 17 / 63 が、
地 方 消 費 稅 と な り ま す。

⑨ 県たばこ税

た ば こ の 消 費 に 対 し て 課 稅 さ れ ま す。た
ば こ を 購 入 す る と き の 代 金 の 中 に 含
ま れ て い ま す。

⑩ ゴルフ 場 利 用 税

ゴルフ 場 の 利 用 に 対 し て 課 稅 さ れ ま す。

⑪ 軽油引取税

軽油 の 引 取 り に 対 し て 課 稅 さ れ る も
の で す。

⑦ 狩 猎 稅

申 请 狩 猎 者 登 记 时 被 征 收 的 税、纳 入 与 鸟
兽 行 政 相 关 的 经 费。

⑧ 地 方 消 費 稅

以 推 进 地 方 分 权、充 実 地 区 福 利 为 目 的，
对 贩 卖 物 品、贷 款、各 种 服 务 等、广 泛 而
又 公 平 的 所 征 收 的 税。

消 费 税（国 税）额 的 六 十 三 分 之 十 七 为 地
方 消 费 税。

⑨ 县香烟税

针 对 香 烟 的 消 费 所 征 收 的 税。此 税 金 包 含 在
香 烟 的 售 价 之 中。

⑩ 高 尔 夫 球 场 利 用 税

针 对 高 尔 夫 球 场 的 利 用 所 征 收 的 税。

⑪ 轻油交易税

针 对 轻 油 的 交 易 所 征 收 的 税。



SAITAMATCH

けんせいじむしょ

【県税事務所】※目前仅提供日语的问询服务。

へいせい ねん がつげんざい
平成27年7月現在

けんせいじむしょめい 県税事務所名	じょざいち 所在地	でんわばんごう 電話番号	しょかんくいき 所管区域（管辖区域）
けんせいじむしょ さいたま県税事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5	048-822-5131	さいたま市（西区・北区・大宮区・見沼区・中央区・桜区・浦和区・南区・緑区）
かわぐちけんせいじむしょ 川口県税事務所	〒332-0035 川口市西青木 2-13-1	048-252-3571	川口市・蕨市・戸田市
あげおけんせいじむしょ 上尾県税事務所	〒362-8527 上尾市南 239-1	048-772-7111	鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町
あさかけんせいじむしょ 朝霞県税事務所	〒351-0025 朝霞市三原 1-3-1	048-463-1671	朝霞市・志木市・和光市・新座市
かわごえけんせいじむしょ 川越県税事務所	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17	049-242-1801	川越市・富士見市・坂戸市・鶴ヶ島市・ふじみ野市・三芳町
ところざわけんせいじむしょ 所沢県税事務所	〒359-8585 所沢市並木 1-8-1	042-2995-2112	所沢市・狭山市
はんのうけんせいじむしょ 飯能県税事務所	〒357-8502 飯能市双柳 353	042-973-5612	飯能市・入間市・日高市・毛呂山町・越生町
ひがしまつやまけんせいじむしょ 東松山県税事務所	〒355-0024 東松山市六軒町 5-1	0493-23-8946	東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・ときがわ町
ちちぶけんせいじむしょ 秩父県税事務所	〒368-0042 秩父市東町 29-20	0494-23-2110	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町・東秩父村
ほんじょうけんせいじむしょ 本庄県税事務所	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6	0495-22-6153	本庄市・美里町・神川町・上里町
くまがやけんせいじむしょ 熊谷県税事務所	〒360-8501 熊谷市末広 3-9-1	048-523-2809	熊谷市・深谷市・寄居町
ぎょうだけんせいじむしょ 行田県税事務所	〒361-8503 行田市本丸 2-20	048-556-5067	行田市・加須市・羽生市
かすかべけんせいじむしょ 春日部県税事務所	〒344-8555 春日部市大沼 1-76	048-737-2110	さいたま市岩槻区・春日部市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町
こしがやけんせいじむしょ 越谷県税事務所	〒343-8503 越谷市越ヶ谷 4-2-82	048-962-2191	草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町
じどうしゃせいじむしょ 自動車税事務所	〒330-0843 さいたま市大宮区 吉敷町 1-124	048-658-0226	さいたまけんないぜんいき（じどうしゃせいじかぎ） 埼玉県内全域（自動車税に限る。） (埼玉县全区(限汽车税))

はっこう さいたまけんそうむぶぜいむかへいせい ねん がつさくせい
発行：埼玉県総務部税務課<平成27年7月作成>